

## 当日の主な資料

### 令和 7 年度第 1 回野洲市市民活動促進懇話会

日時 令和 7 年 8 月 24 日 (日) 14 時半～  
場所 野洲市総合防災センター 1 階会議室

1, 開会

2, 自己紹介

3, 座長及び副座長の選出

4, 報告事項

・当該懇話会設立の目的及び野洲市での市民活動支援の現状について(資料 1 及び 2)

5, 協議事項

(1) 現在、市民協働室で検討している市での市民活動支援について(資料 3 及び 4)

(2) 市民活動団体からの市への提案や意見

(3) その他

・令和 7 年度市民活動応援講座について

・今後の予定について

6, 閉会

## 資料 1

### 市民活動促進懇話会の設置の目的（野洲市の現況説明含む）について

野洲市市民部自治防災課市民協働室

#### 1. 現在の市としての市民活動支援の考え方

- ・現行の第2次野洲市総合計画においては、分野5市民活動・行財政運営「施策1市民活動・自治会活動の推進」の中で、めざす姿として「地域の活性化や地域課題解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。」と記載されています。
- ・これは、少子高齢化社会を迎えており、従前のように市民に対する施策について全てを行政にて対応することが困難になりつつある中、それぞれの課題解決において自らが出来ることは自らで、自らでは難しいことは、地域や周辺（市民活動団体による社会貢献活動も含む。）で、地域や周辺でも難しいことは、行政での対応という協働の考え方によるものです。
- ・併せて令和6年度から市民活動団体の登録に関しては、社会貢献活動（公益的活動）の記入も必要とし、登録をされた市民活動団体には、市の所管する施設の使用料減免措置をとることで、地域における社会貢献活動の活性化の手段の一助としています。

#### 2. 現況における課題

- ・現在、市民活動団体の活性化に資するため、3年に1回、市民活動団体へ、その活動等についてのアンケートを実施し、直近では、令和5年度に行われています。その中で、市民活動団体が、今、抱えている問題の一番は、「会員の高齢化」「新しい（若い）会員の加入（参加）の減少」等の人員的なもの、次に「活動資金が不足している。」等の資金に関するものとなっています。★1
- ・併せて市民活動に関する相談については、令和6年度における相談件数40件のうち、貸館料や補助金等の資金確保に関する相談件数は7件となっています。（相談件数の多くは、令和6年度から開始された公共予約システムに関するもの）★2
- ・以上の内容から、現況において市民活動における課題は、人員的なものと、資金に関するものと推測されます。この中で人員的なものについては、少子高齢化による人口減少及び、これに伴う公的年受給開始年齢の引き上げと、これに連動する定年延長や共働き世帯の増加（専業主婦層の減少）等の結果による担い手不足と推測されます。

★1 アンケートでの複数回答で260回答中 人員的なもの 143回答 資金に関するもの 33回答

★2 令和5年度は、相談件数66件中17件が、貸館料や補助金等の資金確保に関する相談

### 3. 現況における市の対応

- ・令和 6 年度から市民活動団体は、社会貢献活動を条件に新たな登録制度を運用し、登録した市民活動団体には市の施設の使用料について一定の減免措置をとっています。これにより、今までの制度では、対面での交流が少なかった市民活動団体も多くの交流の機会を得ており、登録団体も増加しました。
- ・市民活動団体に対する補助金については、平成 24 年度に野洲市市民活動促進補助金が創設され、その当時は市民活動団体の立ち上げのみが補助対象でしたが、その後、何回かの制度拡大が行われ、現在では、市内の市民活動団体の集約的な発表の場としてのやすまる広場を運営するやすまる広場実行委員会に交付する総合型、市民活動団体の立ち上げに関する補助の初期支援型、社会貢献事業に対する継続活動支援型の 3 種類の市民活動団体への補助制度が整備されています。
- ・市民活動団体の発表や団体間の相互交流の場としては、例年 6 月当初に開催されるやすまる広場の実行委員会に対する補助や各種支援を行っています。
- ・市民活動団体に対し、年 3~4 回程度、市民活動支援の内容での講座(現行名:市民活動応援講座 かつてのとことん野洲)を実施し、市民活動を担う方の育成に努めています。
- ・その他に市民協働室では、市民活動団体からの相談窓口機能を担い、広報誌「つながり」の発行により、市以外の各種補助金制度や市民活動団体同士の活動等の情報共有を図っています。

### 4. 課題に対する市の対応としての市民活動促進懇話会の設立

- ・現況においては、市民協働室が市民活動団体へのアンケートや相談内容等において課題点と、これに対する対応策を検討していますが、その対応策が必ずしも需要に対する供給となり得るか、不明な部分もあります。
- ・そこで、市からの市民活動団体への支援の手法等について実際に活動している市民活動団体等に実際の状況の確認を目的として、主として市内の市民活動団体からなる市民活動促進懇話会を設立するものです。
- ・過去においては、平成 17 年度に作成された市民活動促進計画においても主に市内の市民活動団体を構成員とした野洲市市民活動促進委員会が設立され、ここにて論議され、作成されました。今回も同じく主に市内の市民活動団体を構成員とした当該懇話会を立ち上げ、野洲市における市民活動支援の核となる市民協働室の事業である具体的な市民活動支援の内容を中心に論議をお願いし、その意見を参考にしながら効果的な市民活動支援策を模索していきたいと考えています。なお、当時、作成された市民活動促進計画については、その内容は、現時点では、ほぼ達成されています。(資料 2 参照)
- ・当該懇話会にて論議した内容や、結果として作成された提言等については、必要に応じて、市長へ提出することにより、市民活動支援における行政側の施策についての必要な財源や人材の確保、そして行政側内部における協力体制の構築の実現を目指すものです。

## 資料 2

### (市民活動促進計画からの抜粋及び令和 7 年時点の現況について加筆)

課題解決に向けた具体的な展開をアクションプログラム(実行計画)として提示します。以下の具体的な展開には、核となる(仮称)市民活動サポートセンターを中心に市

---

### 課題解決に向けたアクションプログラム

---

民による主体的な運営と行政のサポートにより実行していくことが必要です。

#### ◇気づきの場の充実 ~市民活動の楽しさを伝えよう~

##### ○市民活動データベースの活用

アンケート調査で実施した市民活動団体の最新データは、市民活動データブックとしてとりまとめ、更新管理により常に最新のデータを公共施設窓口に設置していく。

##### (現況)

→ 市民活動団体のデータベース化は完了。毎年度、更新している。市民からはホームページからも市民協働室からも閲覧出来る。

##### ○市民活動広報紙(情報紙・機関紙)の発行

市民活動の楽しさを伝えること、きっかけづくりのために、団体の生の活動の姿を訴え、心に届く内容を届けることを目的に市民活動広報紙を発行する。

例えば、生き生きとした市民活動家たちにスポットをあて、もっと広く市民に知ってもらう「いでよ市民活動のスターたち!」など

##### (現況)

→ 毎月、市民活動の広報誌「つながり」を発行し、公共機関等に配置している。また、一時、SNS「やすまる」を運営していたが、利用者減少のため、平成24年度に閉鎖

##### ○市民活動ホームページの設置

市ホームページ「団体新着情報ねっと」を引き継ぎ、活動する市民の手による市民活動ホームページ(活動内容、イベント情報、会員募集など団体が掲示板等で書き込み)を設置する。

##### (現況)

→ 市のホームページで、会員募集やイベント情報を掲載している。

## ○市民活動団体発表機会の設定

様々な市民活動の活動成果を発表できる機会を設定する。毎月第1日曜など、毎月1回程度とし、音楽サークルなども気軽に発表することで、活動団体のやりがいにつなげる。(各コミセンの利用)

### (現況)

→ コミセンではなく、開催も年1回はあるが、やまとまる広場を市民活動団体自らの実行委員会形式により、開催しており、この中で市民活動団体の活動の成果発表の場は確保している。

## ○活動相談窓口の設置

活動のきっかけとなる友人等の知人からの紹介をイメージする活動相談窓口を設置し、気軽に活動について何でも相談できる一元化した窓口を設置する。

### (現況)

→ この計画により、設立されたまちづくり協働推進センター(現行:市民活動支援センターを経て現市民協働室)にて対応している。相談内容によっては、淡海ネットワークセンター等の外部機関とも連携している。

## ○市民活動インターンシップ

参加していない市民を対象に、その参加のきっかけを支援するため、一定期間、試験的に様々な市民活動団体の活動に自由に参加し、市民活動を実体験していただき、きっかけづくりとする。

### (現況)

→ 特に制度化や施策化は、されていないが、活動相談窓口の中で市民活動への参加を希望する方には紹介という形で対応している。

## ○将来の市民活動家の育成

地域の中で子どもを中心としたグループを育成することにより、将来の地域のまちづくりを担う市民活動家を育てていくことが必要。(地域をエリアとするコミュニティセンターでの取り組み)

### (現況)

→ 特に制度化や施策化はされていないが、現在、市民活動を行っている団体については、年3~4回程度、市民活動支援の内容での講座(現行名:市民活動応援講座 かつてのことん野洲)を実施し、市民活動家の育成に努めている。

## ◇活動の機会と場づくり～どこでもだれもが気軽に活動を～

### ○公共施設(コミュニティセンター)との連携

指定管理者制度の導入に伴い、市民活動の実践の場となるコミュニティセンターは、それぞれ学区自治連合会が運営することとなることから、活発な利用促進に向けた運営について市民参画が必要であるとともに、学区のエリアを超えた市民活動の実践に向けた連携が求められる。

#### (現況)

→ 特に制度化や施策化は、されていないが、各コミセン等で開催されている収穫祭や夏祭り等の地域の事業において、市民活動団体が参加している例はある。

### ○インターネットによる施設予約と利用状況の公開

公共施設の利用に際して、利用日の予約や、空き部室検索など、利用状況の公開を行う。

#### (現況)

→ 令和 6 年度から、ネット予約も含め、システム運用開始された。(現行所管は、市民協働室)

### ○(仮称)市民活動サポートセンターの運営

市民による主体的な運営と行政のサポートにより実行していくもので、特にセンターの運営は、運営委員会を設置するなかで、具体的な事業について実施する。

#### (現況)

→ この計画により、まちづくり協働推進センターが設立され、野洲市における市民活動支援の中間支援の役割を担っている。その後、組織改編により、市民活動支援センターとなり、一度は廃止されたが、令和 5 年度から、再び市民協働室として協働推進課(現:自治防災課)の課内室として図書館内に配置された。

### ○団体への補助金・助成金に関する検討

既存の団体で継続して補助、助成を受ける団体と新たな社会的課題に取り組む団体との不公平感を無くすため、団体補助金について制度をはじめとした補助金のあり方について検討する。

#### (現況)

→ 平成 24 年度に野洲市市民活動促進補助金が創設された。その当時は、市民活動の立ち上げのみが補助対象であったが、その後、何回かの制度拡大が行われ、現在では、市内の市民活動団体の集約的な発表の場としてのやすまる広場を運営するやすまる広場

**実行委員会に交付する総合型、市民活動団体の立ち上げに関する補助の初期支援型、社会貢献事業に対する継続活動支援型の 3 種類の市民活動団体への補助制度が整備されている。**

#### ○民間助成金などの活動支援情報の提供

市民活動を支援する各種支援情報を収集し、一元的に提供していく。

#### (現況)

→ **市民協働室内に各種支援情報のチラシ等を配置とともに、毎月発行している市民活動の広報誌「つながり」にも各種支援情報を掲載している。**

### ◇活動を継続・拡大する輪づくり～活動ネットワークを広げよう～

#### ○市民活動団体発表機会の設定

団体の発表の場において、異分野の活動を知ることで、活動の幅を広げるとともに交流の機会とする。

#### (現況)

→ **毎年、やすまる広場を市民活動団体自らの実行委員会形式により、開催しており、この中で様々な市民活動団体の活動の成果発表の場は確保している。**

#### ○活動相談窓口の設置

活動相談窓口では、活動団体によるノウハウの提供や、市民活動コーディネーターによる専門的アドバイスのほか、行政・企業への橋渡しなど、気軽に活動について何でも相談できる体制をつくる。

#### (現況)

→ **この計画により、設立されたまちづくり協働推進センター（現行：市民活動支援センターを経て市民協働室）にて対応している。相談内容によっては、淡海ネットワークセンター等の外部機関とも連携している。**

#### ○ボランティアセンターの情報提供と連携

ボランティアセンターの活動状況の積極的な公開や、ボランティア連絡協議会に未加入団体への情報提供など、ボランティアセンターとの連携を強化し、団体支援情報の一元化を図る。

#### (現況)

→ **ボランティアセンターとの連携については、所管している社会福祉協議会と定期的に情報共有を図っている。**